

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>只今から令和2年第1回留寿都村農業委員会総会を開会致します。直ちに会議に入ります。本日の出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。開会に当たりまして、■■■■よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき■■■■、■■■■を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>日程3、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の3頁をご覧ください。No.1について説明いたします。</p> <p>本件につきましては、■■■■と■■■■の間で農地法3条により結ばれていた賃貸借契約を、議案第2号でも説明いたしますが、■■■■が息子の■■■■へ経営移譲することに伴い、一旦合意解約し、再度■■■■と■■■■の間で契約を結ぶものであります。</p> <p>所在は、■■■■。面積は■■■■。合意解約日は■■■■です。図面は4頁に添付しております。</p> <p>続きましてNo.2について説明いたします。再度議案の3頁をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、■■■■と■■■■の間で農地法3条により結ばれていた賃貸借契約を、No.1と同様の理由により合意解約するものであります。</p> <p>所在は、■■■■。面積は■■■■。合意解約日は■■■■です。図面は5頁に添付しております。</p>

	説明は以上です。
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。No.1について質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>続いてNo.2について質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>なければ、議案第1号について原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、議案第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の7頁をご覧ください。</p> <p>本案件については、賃貸借2件、使用貸借2件の合計4件となっております。</p> <p>それでは、No.1の賃貸借について説明いたします。</p> <p>貸主、[REDACTED]、[REDACTED]、借主は、[REDACTED]、[REDACTED]、地番は、[REDACTED]、[REDACTED]、面積は[REDACTED]、[REDACTED]に、両者による農地法第3条第1項の申請が行われました。</p> <p>3条の聞き取り調査につきましては、別冊配布資料の1頁に記載のとおり、[REDACTED]に地区担当の[REDACTED]が行い、全項目について「認められる」ものとして、3条の許可に相応しいと判断したところであります。図面については、8頁に添付しております。</p> <p>続きまして、No.2の賃貸借について説明いたします。再度議案の7頁をご覧ください。</p> <p>貸主、[REDACTED]、[REDACTED]、借主は、[REDACTED]、地番は、[REDACTED]、[REDACTED]、面積は[REDACTED]、[REDACTED]に、両者による農地法第3条第1項の申請が行われました。</p> <p>3条の聞き取り調査につきましては、別冊配布資料の2頁に記載のとおり、[REDACTED]に地区担当の[REDACTED]が行い、全項目について「認められる」ものとして、3条の許可に相応しいと判断したところであります。図面については、9頁に添付しております。</p> <p>続きまして、No.3の使用貸借について説明いたします。議案10頁を</p>

	<p>ご覧ください。</p> <p>貸主、[REDACTED]、[REDACTED]、借主は、息子の[REDACTED]、地番は[REDACTED]、[REDACTED]、面積は[REDACTED]です。</p> <p>[REDACTED]に、経営移譲を行うため、両者による農地法第3条第1項の申請がありました。</p> <p>3条の聞き取り調査につきましては、別冊配布資料の3頁に記載のとおり、[REDACTED]に地区担当の[REDACTED]が行い、全項目について「認められる」ものとして、3条の許可に相応しいと判断したところであります。図面については、家族間の使用貸借のため、添付を省略しております。</p> <p>続きまして、No.4の使用貸借について説明いたします。再度議案10頁をご覧ください。</p> <p>貸主、[REDACTED]、[REDACTED]、借主は、[REDACTED]、地番は[REDACTED]、[REDACTED]、面積は[REDACTED]です。</p> <p>[REDACTED]に、経営移譲を行うため、両者による農地法第3条第1項の申請がありました。</p> <p>3条の聞き取り調査につきましては、別冊配布資料の4頁に記載のとおり、[REDACTED]に地区担当の[REDACTED]が行い、全項目について「認められる」ものとして、3条の許可に相応しいと判断したところであります。図面については、家族間の使用貸借のため、添付を省略しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局からの説明が終わりました。No.1.2.3について地区担当委員から補足があればお願いします。
[REDACTED]	特にありません。
議 長	続いてNo.4について私が補足説明いたします。
議 長	それではNo.1について質疑をお受けいたします。ございませんか。
[REDACTED]	賃貸借の終期はいつになるのでしょうか。
事務局	農地法3条による賃貸借契約ですので、解約しない限りは自動更新となります。
議 長	<p>No.1について他に質疑ございますか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>続いてNo.2について質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

	<p>続いてNo.3について質疑をお受けいたします。ございませんか。 （「ありません」の声あり）</p> <p>続いてNo.4について質疑をお受けいたします。ございませんか。 （「ありません」の声あり）</p> <p>なければ、議案第2号について、原案どおり決定してよろしいか。 （「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、議案第2号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程5、議案第3号「土地の現況証明について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の12頁をご覧ください。</p> <p>申請者は、[REDACTED]。地番は[REDACTED]、面積は[REDACTED]。公簿上、畑となっております。</p> <p>当該地については、議案13頁にありますとおり、[REDACTED]となっております。また、当該地につきましては、[REDACTED]の土地であります。道が治山事業を施行する際の保安林指定予定地であり、保安林の指定手続の際に、地目が畑の場合は農業委員会の現況証明が必要なことから、後志総合振興局より、治山事業の要望を行っている村に対し依頼があったものであります。</p> <p>現地確認は[REDACTED]に地区担当として[REDACTED]、隣接委員として[REDACTED]、[REDACTED]の3名により実施しており、農地採草放牧地以外と判断したところであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。担当委員から補足があればお願いします。</p>
[REDACTED]	<p>特にありません。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 （なしの声）</p> <p>なければ、議案第3号について、原案どおり決定してよろしいか。 （「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程6、議案第4号「農地等に係る意見価格につい</p>

	て」事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案については、14頁から18頁です。15頁をご覧ください。</p> <p>本件は、毎年税務署より求められている地価事情精通者の意見価格についてであります。</p> <p>評定基準日については、令和2年1月1日時点となっております。</p> <p>所在・位置につきまして、昨年度と同じ場所になります。村内3か所、田、畑、山林から抽出されています。</p> <p>位置図につきましては、16頁から18頁に添付しております。</p> <p>それでは、番号順に説明いたします。</p> <p>No.1、[REDACTED]、地目は公簿・現況共に「田」、面積は[REDACTED]㎡、所有者は[REDACTED]、10a当り[REDACTED]円。</p> <p>当該地については、これまで田としての取引実績がないことから、近傍価格で[REDACTED]程度が相当と判断してきた経過がございますので、今回も[REDACTED]で提案するものであります。</p> <p>No.2、[REDACTED]、公簿・現況共に「畑」、面積は[REDACTED]、所有者は[REDACTED]氏、10a当り[REDACTED]で、前回同額です。</p> <p>No.3、[REDACTED]、公簿・現況共に「山林」、面積は[REDACTED]、所有者は[REDACTED]、10a当り[REDACTED]でこれも前回同額です。説明は以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。
[REDACTED]	標準地について、どのような基準で選ばれているのでしょうか。標準というにはかなり良い畑だとおもいますが。また、意見価格が変わるととどのような影響があるのでしょうか。
事務局	標準地の選定については税務署がおこなっているので、税務署に確認したいと思います。意見価格については、相続税や贈与税の評価倍率に関わってくるかと思いますが、農業委員会の他にも税務課や農協等にも意見価格を照会されているので、当委員会の意見が直接反映されることはないと思います。
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>なければ、議案第4号について、原案どおり決定してよろしいか。</p>

議 長	担当委員より補足説明がありましたらお願いします。
■■■■	特にありません。
議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声)</p> <p>それではお諮りします、No.4について、原案どおり決定してよろしいか。 (異議なしの声)</p> <p>それでは、No.4を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程8、協議第1号「農用地利用集積計画に係る利用権移転について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の32頁をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、■■■■において、■■■■と■■■■が、基盤強化法による利用権の設定を行った農地であり、今般、■■■■から息子の■■■■に経営移譲する要件を満たすために、利用権の移転を行う必要があることから、合意内容をそのままにして、借主のみ変更するものであります。</p> <p>利用権の移転を受ける者、■■■■、利用権の移転をする者、■■■■、貸主であり、利用権の移転する土地の所有者、■■■■、■■■■、面積は■■■■です。</p> <p>賃借料は■■■■、10a当たり■■■■、期間については、■■■■から■■■■までの■■■■となっております。</p> <p>33頁に位置図がありますので、ご確認願います。</p> <p>なお、案件に係る調査書については別添配布資料の9頁に添付しております。説明は以上です。</p>

議 長	<p>この件につきまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声)</p> <p>協議第1号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは原案どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、日程9、決議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の35頁をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」が実施され、当該決議の趣旨に則り、留寿都村農業委員会においても申し合わせ決議を実施するところです。</p> <p>申し合わせ事項としては、1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。となっております。</p> <p>なお、1の議事参与の制限とは、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加できないという趣旨の規定であります。また議事録については、事務局にて定期的に村のホームページに掲載しております。</p> <p>委員各位においては当該事項を遵守の上職務にあたっていただきたく、決議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	この件につきまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。
■■■■■	議事参与の制限でいう「同居の親族若しくはその配偶者」とは具体的に誰の事指すのでしょうか。
事務局	確認して後ほどお伝えしたいと思います。
議 長	<p>他に質疑はございませんか。 (なしの声)</p> <p>決議第1号について、原案どおり決定してよろしいか。</p>

	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは原案どおり決定といたします。</p> <p>本日、予定した案件は全て終了いたしました。皆さんから何かございませんか。(特になしの声)</p> <p>それでは、事務局から諸般の報告を願います</p>
事務局	<p>諸般の報告をいたします。</p> <p>(資料を基に報告)</p>
議長	<p>その他、なければ以上をもちまして、令和2年第1回留寿都村農業委員会総会を終了いたします。</p>
	<p>以上、議事録をもって顛末とする。</p> <p>閉 会 午後5時20分</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>